

つくばヘリポート供用規程

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十二条第一項の規定に基づき、つくばヘリポート供用規程を次のとおり定める。

（運用時間等）

第一条 つくばヘリポートの運用時間は、次のとおりとする。

- (1) 運用時間 8時間
- (2) 運用時間帯 9時から17時（ただし、日没が17時前であるときは、日没の時刻まで）
- (3) その他 空港設置管理者は、空港の施設の工事又は地震災害等の緊急事態等のため必要があると認めるときは、(1)及び(2)にかかわらず、運用時間を制限することができる。

2 給油施設及び駐車場の営業時間については、別に定め、インターネットその他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

（つくばヘリポートの概要）

第二条 滑走路 35m×30m

2 最大離陸重量 9t

3 エプロン 2バース（大型機用1バース、中型機用1バース）

（つくばヘリポートが提供するサービスの内容に関する情報）

第三条 次に掲げるつくばヘリポートが提供するサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

- 一 空港管理者等の氏名、住所及び連絡先その他のつくばヘリポートに関する情報
- 二 前号に掲げるもののほか、地震災害等の緊急時に空港が提供するサービスその他のつくばヘリポートが提供するサービスの内容に関する情報

（サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項）

第四条 つくばヘリポートが提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、つくばヘリポートの設置及び管理に関する条例（平成3年茨城県条例第5号）及び同条例に基づく規則等に定めるところによる。

附 則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。